

令和元年12月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和元年12月6日(金)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和元年12月6日(金) 午前 9時00分
閉 会 日 時	令和元年12月6日(金) 午前11時46分
委 員 長	金澤孝太郎
副 委 員 長	坂本 国広
委 員	中野 昭 竹田 悦子 坂本 晃 潮田 幸子 加藤 英樹
委員会欠席委員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
議案第111号	鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例	原案可決
議案第112号	鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
議案第121号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 根岸 孝行  
市長政策室副室長 齊藤 隆志  
市長政策室副室長 佐々木紀演  
秘書課長 小林 勝  
総合政策課長 武田 昌行

(総務部)

総務部長 榎本 智  
総務部副部長 清水 洋  
総務部参事兼総務課長 木村 勝美  
総務課副参事 國島 清文  
総務部参事兼職員課長 藤崎 秀也  
契約検査課長 関根 正  
情報システム課長 野口 高志  
総務部参事兼  
やさしさ支援課長 田島 盛明  
やさしさ支援課副参事 小川 裕子

(財務部)

財務部長 高木 啓一  
財務部副部長 岩間 則夫  
財政課長 鈴木 誠司  
資産管理課長 五十嵐 剛  
財務部参事兼税務課長 染谷 秀幸  
税務課副参事 野口 豊和  
収税対策課長 矢澤 欣子

吹上支所長 瀬山 慎二  
川里支所長 関根 和俊  
会計管理者 田口 義久  
会計課長 高子 英江  
監査委員事務局長 山縣 一公

書記 小野田直人

書記 中島 達也

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。中野昭委員と加藤英樹委員にお願いをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託された案件は、議案第111号 鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例、議案第112号 鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第121号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分の議案3件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、執行部より議案第111号及び議案第112号については、関連のある議案ということで一括で執行部からの説明を求め、質疑をし、審議したいと思います。

この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) 異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

それでは、初めに議案第111号及び議案第112号の議案について、執行部の説明を求めます。

(総務部参事兼職員課長) おはようございます。それでは、議案第111号 鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び議案第112号 鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、関連がありますので、一括してご説明をさせていただきます。まず、ご審議いただきます本条例は、新規制定の条例となりますので、事前に配付をさせていただきましたA4判両面刷りの議案第111号資料及び112号資料に沿いまして、会計年度任用職員の概要についてご説明を

させていただきます。こちらの資料になります。よろしくお願ひいたします。まず、第1番目の要旨といたしまして、会計年度任用職員制度は地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、新たに全国の地方自治体で導入される職員制度であり、施行は令和2年4月1日となっております。

次に、2、法改正の内容につきましては、現在の非常勤職員の任用根拠を見直し、現行の特別職非常勤職員の一部、一般職非常勤職員及び臨時的任用職員の一部を新たに導入される会計年度任用職員等へ移行する内容となっております。

次に、3、会計年度任用職員制度移行に係る本市のイメージですが、現在の地方公務員法第3条第3項第3号を任用根拠としております特別職非常勤職員である職の任用の見直し、また地方公務員法第22条を任用根拠としております臨時的任用職員の職を見直し、それぞれ改正後の地方公務員法における特別職非常勤職員、新たに導入されます会計年度任用職員、臨時的任用職員に位置づけるイメージとなっております。

裏面をお願いいたします。主な内容といたしましてですが、(1)議案第111号 鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で規定しております主要内容を会計年度任用職員の分類に基づき表に記載をいたしております。まず、会計年度任用職員につきましては、地方公務員法第22条の2第1項第2号に規定されるフルタイム会計年度任用職員と同項第1号に規定されるパートタイム会計年度任用職員の2つに分類できます。フルタイム会計年度任用職員には給料を支給することとなり、一般職常勤職員の給料表1級または2級を適用し、月額で支給すること、手当等につきましては通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の手当及び任期が6カ月以上で規則で定める者に対して期末手当を支給することを規定しているほか、旅費条例に基づき旅費を支給することを規定しております。パートタイム会計年度任用職員には、一般職常勤の給料表1級または2級を適用し、勤務の実態に合わせて月額、日額、時間額の報酬を支給すること。手当等につきましては、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等に相当する報酬を支給する

ことを規定しているほか、費用弁償といたしまして、通勤手当及び旅費を支給することを規定している内容となっております。

(2) 鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、先ほどのご説明を申し上げました会計年度任用職員導入に伴います関係条例の所要の改正等を行うものでございまして、アからサまで合計11本の条例改正となっております。施行日は令和2年4月1日となっております。

以上が議案第111号及び議案第112号の議案の概要となりますので、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。

(委員長) 以上で執行部の説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(加藤) それでは、何点かご質問させていただきます。

まず、3点ほど大枠的なところでのご質問をさせていただきます。今回の法改正に当たりましては、総務省の調査によるとということ、私も調べてみたのですけれども、64万3,000人ほどの非常勤の職員がいますよと、本市でも非常勤特別職が1,200人から1,400人でしたっけ、いるよと、また臨時職員も550人ほどの答弁が過日ございました。そもそもなのですけれども、この地方自治法、そして地方公務員法、こちらのほうが改正されて、会計年度の任用職員制度が導入されることになったそもそもの理由的な、大枠のところでの理由をちょっと再確認したいなというのが1点目です。

2点目です。これも大枠なのですけれども、行政サービスというのが複雑化していますし、多様化しています。具体的には、土日とか、あるいは夜間の部分に関してもそこを開館している生涯学習センターであったり、保育時間の延長であったりと、あるいは子育て相談業務、あとは介護保険の調査事務なんかも、訪問調査などもそういうものなのかなというふうに思いますけれども、そういった拡充に伴いましてこの会計年度任用職員制度というのが導入されることになったということも、いろいろな理由の中の一因というふうに私は考えるのですけれども、本市においてこの部分も踏まえてこの部分をどのような考え方をお持ちなのかな

と、どのような考え方でそれぞれの職を任用するのかなというのをちょっと聞いて、確認してみたいなと思っております。

あともう一点、大枠の中の確認なのですがけれども、先般議案への質疑の中で、鴻創会の議員のほうから質問があったそのちょっと再確認なのですがけれども、この制度の導入に当たっての考え方の中で、基本的な考え方をお示しいただいたかなという記憶があるのですがけれども、その具体的な考え方、ちょっともう一度確認の意味でお示しいただきたいと思っております。ちょっと大枠のところ、その3点を確認させてください。

（委員長）加藤委員、申しわけない。加藤委員、今一括でやってしまっているのです、一問一答なので。今はいいです。それで、答弁したらその時点で質疑してしまってください。でないとわからなくなってしまう。

（加藤）そうですね。了解いたしました。

（総務部参事兼職員課長）ご質問のまず1番目が今回の改正のそもそもの理由ということで、ご説明というか、ご答弁申させていただきます。今回の改正の主な要因というか、そもそもの理由なのですが、今回の地方公務員法及び地方自治法の一部改正がございました。こちらは、全国の地方自治体で非常勤職員の活用等が進められている中、1番目の改正の大きな理由として挙げられているのが特別職非常勤職員が趣旨に沿わない任用が行われているという実態があるということ、それから2番目といたしまして、地方公務員の法制上、公務員にかかわる法律上、一般職非常勤についての採用等が明確に現在定められていないということ、それから3つ目といたしまして一般職非常勤に対して手当等の支給ができないという、この3つを改正するために地方公務員法及び地方自治法が改正されたという形で考えております。

（委員長）加藤委員、そこで再質があったら言ってください。

（加藤）オーケーです。大丈夫です。

（総務部参事兼職員課長）2番の質問についてですが、本市においてのそれぞれの職の任用についてということによろしかったかなと思うのですが、令和2年度から職員の制度といたしましては、先ほど申し上げました非常勤特別職、それから一般職といたしまして私ども常勤職員、そ

れから再任用の職員、それから任期付きの職員、それから今回条例をご提案させていただいております会計年度任用職員、それから臨時的任用職員、この種類に分かれるような形になります。私どもの職の任用の考え方でございますが、非常勤特別職につきましては、地方公務員法第3条第3項第3号のほうにその職についてが全て限定列挙、列挙されているということですので、その列挙されている任用に沿った職を実施、職を任用していくという形で考えております。常勤職員につきましては、これまでどおり本格的な業務を任期を設けずに実施するという職員である。それから、再任用の職員につきましては、これまでの行政経験、あるいは知識等を生かしまして、本格的な業務を任期を設けて実施していくという位置づけになると考えております。また、任期付き職員につきましては、高度な専門知識、また特定の業務等を任期を設けて実施する職という認識でございます。それから、今般条例を提案させていただいております会計年度任用職員につきましては、常勤職員の指揮監督のもと、相談業務等の常時勤務を要しない職、あるいは補助的業務を実施する職という認識でございます。臨時的任用職員につきましては、常勤職員が欠けた場合に本格的な業務を任期を設けて実施する職という形で、これまでの臨時的任用職員の運用とは違った考え方になると考えております。このような考えの中、今後も多様な行政サービスに対応するために的確な任用に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

（加藤）今のご説明を受けて、会計年度任用職員に移行した場合に、法的には新規で改めて採用するという考え方でいいのか、ちょっと再質問としてお願いします。

（総務部参事兼職員課長）法的には、新たに設けられる制度でございますので、ここで新たに任用をするという考え方でございます。

以上でございます。

（委員長）では、3つ目の質問。

（総務部参事兼職員課長）3つ目が、導入に当たっての考え方ということで、鴻巣市の会計年度任用職員を制度化するに当たりまして、5点ほ

どの基本的な考え方を持って任用を制度設計等をさせていただいているところでございます。その中で、まず第1番目はそれぞれの職員の任用根拠に沿った適切な任用を行うということが第1点目でございます。そのうち非常勤特別職につきましては、先ほど若干触れましたけれども、学識経験に基づき任命権者に対する助言など、非専務的に行うことが想定されている、かつこちらについては地方公務員法の適用除外になるということを鑑みまして、労働者制等も踏まえ、非常勤特別職に残す職か会計年度、あるいはそれ以外の職になるかということをもまず任用根拠を考えていっているということ。それから、一般職につきましては先ほど申し上げました職員の職の部分の考え方にに基づきまして、国の制度、あるいは今回の制度等を検討いたしまして、これまでの臨時的任用職員の任用状況、あるいは処遇、社会保障制度等との整合等を踏まえた上での設計を行っていきたいというふうに考えております。

会計年度任用職員制度の2つ目ですが、会計年度任用職員制度の職務に沿った任用を行っていく必要があるというふうに考えております。今回整備を行います会計年度任用職員につきましては、1会計年度を超えない範囲ということで、最長1年間で設置される非常勤の一般職という形での定義になっておりますので、毎年度の予算を通じて年度ごとにその必要性の適否を判断する性質の職員だというふうに考えておりますので、また職務の内容につきましても常勤職員の業務量、あるいは業務内容につきましても非常勤職員に対し常勤職員の指揮監督のもと実施するといった業務が多い部分でございますので、そういったところを踏まえた任用を行っていくというのが2点目でございます。

3点目でございますが、会計年度任用職員の先ほどの2番目の職務と責任に応じた処遇の改善というものを図っていくということでございます。会計年度任用職員の給与、給料、または報酬の決定に当たりましては、国の制度を参考としつつ、社会保障制度、これは社会保険であったり、雇用保険であったりですけれども、こういったところとの整合、こういったものを踏まえて、またこれまで臨時的任用職員として任用を行っておりますので、これらの処遇等も総合的に判断をした上で、会計

年度任用職員の方々の職務、それから責任に応じた処遇を実現をするということで、これについては現在も労使交渉を含めて意見等を聴取しているような状況でございます。

それから、4つ目ですけれども、現行の臨時的任用職員からの移行に努めるという内容でございます。会計年度任用職員、先ほどご答弁申し上げた中で新規にできる制度でございます。ただし、全国の自治体において現在臨時的任用職員として任用されている方々がおおむね会計年度任用職員のほうに移行していくということを踏まえますと、制度上ですので、公募という形での採用を原則としつつ、現在任用されている臨時的任用職員さんのうち希望する職員さんにつきましては、円滑に移行を図っていきたいという考え方を持っております。

それから、5つ目でございますが、こちらにつきましては私たち常勤職員も含めました総人件費の把握にきちんと努めていきたいという考え方でございます。会計年度任用職員制度の趣旨の一つとして、非常勤職員の皆さん方の処遇改善というものも一つ挙げられておりますので、これらも踏まえ、処遇の改善を行いつつ、会計年度任用職員にかかわる経費等についても的確に把握をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

（加藤）今ご説明をいただきました中で、臨時的任用職員移行に努めていくということで、制度が変わっていくのですけれども、制度が変わっていく中でそれが移行していったら、職員の仕事内容自体は変わるというものなのか、いや、それは変わらないですわということなのか、ちょっとその辺確認させてください。

（総務部参事兼職員課長）現在の仕事の内容、あるいは責任等が大きく変わることは想定はしておりません。しかしながら、制度移行をきっかけに会計年度任用職員の皆さん方にも地方公務員法が一部を除いて適用になるということを再確認していただくいい機会になってくるのかなというふうに考えておりますので、今後も行政サービスを行うに当たりましては常勤職員、会計年度任用職員が一致協力をして行政サービスの向上、また効率的な行政運営に努めていく必要があるというふうに考えて

おります。

（加藤）では、最後1点です。

総論的なところになってしまうのですが、今ご説明頂戴して、制度の移行によって職員の勤務条件の向上というのはしますよねと、する方向ですよねということで考えていいのか、そこを最後確認させてください。

（総務部参事兼職員課長）勤務条件の向上につきましては、先ほど制度移行に伴ってということで任用条件も向上していきたいということでお話をさせていただきましたけれども、今回の会計年度任用職員への移行に当たりまして、先ほどの5つの基本的な考え方を着実に実行することによりまして、本市のこれまでの賃金、それから休暇等をベースに設定していくというところも基本的な考え方の一つに入っておりますので、これまでの賃金だけ、賃金と通勤手当相当というところと比較をいたしまして、各種手当等も支給できるという形で規定をさせていただいておりますので、総論として勤務条件といったものが明確にまた向上していくという認識で制度の設計を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（潮田）今加藤委員のほうから幾つか聞いていただきましたので、聞こうと思っていたことを結構聞いていただきました。そのときにわからなかったことを確認をさせていただきたいと思います。

まず、この資料のほうで出していただいております、表面というか、1ページ目のほうのところ、左のほうは人数がわかりましたけれども、その右のほう、改正後の地方公務員法での位置づけの会計年度職員のところの表になっているこれ、それぞれが何人ずつぐらいになるのか。要は特別職非常勤職員、会計年度任用職員のうちパートタイム会計年度任用職員とフルタイム会計年度任用職員、臨時的任用職員のそれぞれの人数どのようになるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）それぞれの人数という形なのですが、まず3条の非常勤特別職につきましては、おおむね1,100人ぐらいから、選挙によって大分違ってくるのですが……ちょっとお待ちください

い。1,013人程度から、選挙のときに開票管理者であったり、立会人等が出てくるので、そこにプラス200人程度ぐらい増加することが想定をされます。また、2つ目の会計年度任用職員さんにつきましては、現在の臨時的任用職員が大体550人程度ございますので、おおむねその550人程度が会計年度任用職員に移っていくという形で、その550人のうち先ほど提案説明でご説明をさせていただきましたフルタイムとパートタイムの2種類に分かれるということでご説明をさせていただきましたが、現在鴻巣市ではフルタイムで任用されている臨時的任用職員はおりませんので、こちらについてもパートタイムということでも550人前後が移行されていくのではないかと現在の想定でございます。また、新たな考え方の中での臨時的任用職員というところですが、こちらにつきましては現段階では鴻巣市においては移行する職員はいないというふうに考えております。

以上でございます。

(潮田) そういたしますと、今回の改正というか、条例がされることによって、今言っていたその表で言う左側から右側に移るのに特別職非常勤職員のうち会計年度職員に移るほうの人というのが100人程度ということですか。そういうことではない。

(総務部参事兼職員課長) 今回の移行に当たりまして、特別職非常勤から移っていくというところが……

(潮田) 矢印ではあるのですけれども、ここは。

(総務部参事兼職員課長) 特別職非常勤から会計年度任用職員へ移行するという形でもよろしいでしょうか。

(潮田) はい。

(総務部参事兼職員課長) 今回移っていくのが会計年度任用職員へ移行するのが18人。そのほか、謝礼対応に移行するという方々が190人前後、196人というふうに考えております。このうち会計年度任用職員へ移行する種類というか、こちらにつきましては、社会教育指導員、こちらについては現在任用がございませんが、制度上は社会教育指導員が会計年度任用職員へ移っていくということ、それから家庭児童相談員、夜間診療

所の事務員、市民相談員、専門教育相談員、消費生活相談員、就労支援相談員、臨床心理士、こちらにつきましてが会計年度任用職員へ移行するところ、それから謝礼対応に移行しますのが交通指導員さんと農事協力員さんとなっております。

（潮田）そうすると、今鴻巣市の職員というものは、ここに書いてある右側のほうで言う4種類プラス定年退職になられてからの再任用の方というのはここには今定義されていないということですか。

（総務部参事兼職員課長）このほかに再任用の職員、それから任期つき職員といったものが別にあります。今回ここで定義させていただいておりますのが、今回の地方公務員法の改正に基づきまして移行するということを図式でさせていただいておりますので、これ以外に任期つき職員と再任用職員さんがおるということでございます。

（潮田）わかりました。そうすると、今までの臨時職員と会計年度任用職員との違いの確認なのですけれども、昇給であったり、昇格であったり、期末手当であったりというのはどのような、変わるものなのでしょうか。どうなのでしょう。

（総務部参事兼職員課長）現在の臨時的任用職員さんと会計年度任用職員さんの部分での違いということで、一つの例として昇給、昇格、期末手当、こういったものがどうなのかというご質問でお答えをさせていただきますけれども、まず大きな違いというのがこれまでの臨時的任用職員さんにつきましては賃金ということで支給をさせていただいていたものが、今度会計年度任用職員さんにつきましてはフルタイムは給料、パートタイムにつきましては報酬という形で支給をさせていただくというのが会計科目上の大きなまず第一の違いになります。

それから、先ほどちょっと触れさせていただいたのですが、給料等の給与面、報酬面で申し上げますと、これまで臨時的任用職員さんにつきましては賃金と通勤手当相当の賃金、この2種類の支給でございましたが、会計年度任用職員の方々につきましては、冒頭でご説明をさせていただきました給料のほか、手当、あるいは手当相当の報酬という形で支給をされてくるということで、大きな違いとしましては賃金と報酬というの

はほぼ同じなのですけれども、そこに地域手当が加味されてくるということが一つ大きな違いになります。それから、期末手当の部分につきましても、期末手当、これまで鴻巣市の臨時的任用職員さんには支給をしておりませんでしたけれども、本制度におきましてはフルタイム会計年度任用職員さんにつきましては、6カ月以上の勤務をもって支給をするという形が規定をさせていただく予定でございます。パートタイムの方につきましては6カ月以上で社会保障制度との整合をもって支給する職員を今後決めていくという形で、期末手当の支給ができるようになるというところが大きな違いで

ございます。

それから、昇給、昇格というところでございますが、私ども常勤職員につきましては1年間の勤務成績をもって昇給であったり、あるいはこれまでの勤務成績をもって昇格ということで規定をされておりますけれども、会計年度任用職員の皆さん方におかれましては任期が1年ということになりますと、昇給といった概念はちょっと適用がしづらいという部分で考えております。ただし、国のほうの考え方の中で、今度の制度につきましてはこれまでの勤務実績に応じた給与の新たな格付のところ、その部分については一定程度見ることは制度上可能であるという解釈がございますので、そういったところについても今後職員団体、職員組合等と協議を進めながら、その部分についても昇格に当たる部分の格付についても検討を深めていきたいというふうに考えております。

(潮田) そうすると、先ほど最初のほうの説明で鴻巣市ではフルタイムの会計年度任用職員は現状ではいないということでもございました。期末手当についても基本はフルタイムの方ですよ。そうすると、鴻巣市はこれによって今回の条例が制定されたことによって、基本的には期末手当が出る方というのはいないけれども、できる規定は残る、パートタイムの場合でも長い方だったらできるということ、そうするとそれが該当する方とか、要は鴻巣市の財政の中でその期末手当が今後発生するかもしれない大体の予想ってどのくらいになるのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 期末手当の支給の部分でございますが、期末手当の支給については今後職員組合との協議を深めながら、どの程度で何時間ぐらいであったりとか、職種であったりというところは正確に労使交渉を踏まえて決定をしていくところですが、先般議員さんからの一般質問等でもご答弁させていただいた部分で、社会保障制度との整合ということで、こちらにつきましては私どもで現在組合のほうと話し合いでご提示をさせていただいている内容で考えて試算をいたしますと、現在組合のほうに提示をさせていただいている内容としては、週の勤務時間が私ども常勤職員が38時間45分ということ踏まえまして、社会保障制度としての雇用保険の加入の部分というところで、この雇用保険の加入の時間が20時間という形になっておりますので、20時間以上勤務しているパートタイム会計年度任用職員の方にも支給をしていくということで、現在職員組合のほうに提示をさせていただいている内容でございます。これで現在の任用状況を踏まえて今の中で計算をいたしますと、約550人いる中で220人から30人程度が期末手当の支給対象になってくるのかなというところでございます。

以上でございます。

(潮田) わかりました。先ほど質問した中で、特別職非常勤職員の一般というか、会計年度のほうに移る方の職種はお聞きいたしました。それ以外の特別、今回もまた特別職非常勤職員として残るほうの代表的な職種ってどういうものになるのですか。

(総務部参事兼職員課長) 今回地方公務員法の3条3項3号の代表的な職種として残るものとしては、主に学校医が主な内容になってくるかなという状況です。学校医、それから嘱託薬剤師、それから福祉事務所の嘱託医、それから保育所の嘱託医、夜間診療所の管理者、それから今回追加になります産業医の合計、現段階で144人が3条3項3号該当で残るというふうに考えております。

(潮田) 先ほど今回の会計年度任用職員は地方公務員法の適用の部分って少し変わる、ちらっと何か、私の理解があれなのかもしれないのですが、守秘義務について確認をしたいのですけれども、どのように

なるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）今回の会計年度任用職員につきましては、守秘義務、秘密について適用になります。私ども一般職常勤職員と異なった設定になるというふうに法律で規定されてくるのが営利企業の従事制限、パートタイムについては営利企業の従事制限についてが適用が一部見送られるというところで、それ以外については私どもと同様になっております。

（潮田）最後1点。基本報酬額、月額とする場合、日額とする場合、時間額とする場合というのが会計年度職員のところにあつたのですけれども、パートタイムのほうです。これって、これはきっと職種によって全部違うのだと思うのですけれども、基本的に鴻巣市でいう会計年度任用職員の資格によって随分給料体系って違うのかと思うのですけれども、何種類ぐらいに分かれているものなのですか。

（総務部参事兼職員課長）まず、現在の臨時的任用職員の状況でございますが、臨時的任用職員さんにつきましてはほぼ多くの方々が時間額設定ということで賃金単価を設定しております、一部学校関係であったり、いきいき先生ですとか、そういった方々が日額の設定になっているという形でございます。これらの給料の会計年度になった場合に、月額、日額、それから時間額どういう形で設定していくかという考え方ですが、現在関係する所管する課とヒアリングを通じる中では、ほぼ時間額での設定をしていくという形でお話をさせていただいております。これは、どうしても報酬ということが働いた部分に対する反対給付というのが報酬の設定という形でございますので、勤務した分についてお支払いをしていくという形での設定が一番明確になるというところで、時間額での設定を一つで進めていきたいという考え方でございます。

それから、資格がどのような段階で給料の設定が行われているのか、また行っていくのかということでございますが、現在は各職種で個々に設定をされておまして、例えば一般事務職、保育士、それから保育士の中でも延長の保育士、それから看護師、助産師、それからいきいき先生だとかって、そういう設定という形で各一つ一つの職種について賃金額

が設定されております。基本的には、これらの賃金というものは現段階におきましてもそれら職員の皆様方の勤務の内容であったり、資格を加味した賃金となっていることから、これらにつきましてを1級、あるいは2級の給料表に当てはめていって進めていくと、給料を何級何号という形で決定をしていくという考え方でございまして、大きく分けますと1級の定型的な事務を行う部分と2級のそれ以外の事務を行うというところで当てはめていく形ですので、種類として今なかなか分かれているものを整合させていくということが難しい部分もありますので、現段階において今の賃金が既に資格であったり、職種であったりといったものを加味した賃金でございまして、これらを会計年度に移行させていきたいという現段階では考え方でおります。

以上でございます。

（潮田）今ので再確認。要は私が聞きたいのは、一般職の事務職の方と保育士とか放課後児童クラブとかの職員って大変さがすごく違うのですけれども、そこら辺というのは1級か2級かの分け方だけなのですか。そうではなくということでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）大変失礼いたしました。1級の中にも給料表といたしまして、今回設定をさせていただきます給料表では一番下の1級の1号給から1級の93号給までという形で、93種類に給与が分かれております。2級も同様に1級の1号給から分かれているという形で、現在の臨時的任用職員さんの賃金のそこに踏まえた、それと同額以上の給与に張りつけていくという形で考えておりますので、職務の内容等を踏まえて、当然給与は差が今もついておりますけれども、それをそのまま生かしていくような形で設定をしていきたいというふうに考えております。

（潮田）要は私が言いたいのは、今保育士さんとかなかなかなかなか採用、募集しても来ないのですよね。職務内容からすると、どう考えてもお給料が少ないというのが皆さんからの声がすごくありまして、そういった見直しというのは特に今回の会計年度職員になるからといってそういうものはないということによろしいですか。

(総務部参事兼職員課長) そちらにつきましては、現在職員団体と協議をしているところでございますが、特に報酬を上げるというところでは一般事務職、事務補助員ですね、事務補助員についても最低賃金の部分の近くにありますので、そこも上げようというところと、今委員さんをご指摘いただいたとおり、保育士についても非常に人手不足というところも含めまして、保育士についても現在よりも上げていく方向で協議を進めている状況でございます。

(中野) 一般質問をやって、非常に私はこの会計年度任用職員については関心を持っていますので、今まで課長が答弁したことについては大体一般質問の中で私頭へ入っているのですが、この中でお聞きしたいのは、まずこの資料の中で、再三言うようにフルタイムと、それからパートタイムがあって、当初にはフルタイムいないのですよね、パートタイムなのです。フルタイムというのは、1日労働勤務時間7時間45分、これがフルタイムだと思うのですけれども、そういう点からすると今回今までの地公法の第22条における臨時的任用職員については約550人程度が会計年度任用職員に、要するに22条のこの2に移るということによって、フルタイム明記している中で、その移る中で職種によってフルタイムに位置づけをしていくというのがあるのかどうか、まず最初に。

(総務部参事兼職員課長) 会計年度任用職員につきましては、今回フルタイムを規定させていただいておりますが、現段階で来年4月からのフルタイムの任用ということは想定はしていない状況でございます。

(中野) 移行期じゃなくて、今後の問題として、会計年度任用職員のフルタイムということについての採用というような予定を今後持っているのかどうか。

(総務部参事兼職員課長) 現在の状況ですと、フルタイムの任用の移行というものは持っておりません。

(中野) それでは次に、先ほど来出ておりますけれども、幸いにして本市の場合、今臨時的任用職員について採用時時給930円だというふうに記憶しておりますが、これについては埼玉県の最低賃金926円、現在。これ

を若干4円オーバーしているということで、最低賃金はクリアしているということではありますが、今回の移行に伴って先ほど言いましたように今回は地域手当なんかが支給するわけですね、相当額。パートタイムの場合、相当額が支給される。そうすると、現在先ほど言った1級の1号、これは14万4,100円です。これを時給に直すと885円。だけれども、地域手当相当額やると939円ということで、これについては確かに最低賃金クリアしている。お聞きしたいのは、今後格付するとき、現在の臨時的任用職員の時給があります。この時給に基づいてこの1級の何号になるというふうにくっつけてくると思うのですが、この最低賃金という考え方からすると、地域手当相当額、これを除いたもので最低賃金を保障するのか、いや、地域手当相当額を含めてその最低賃金をクリアするのだというふうにするのか。処遇改善という観点からしたら、私は地域手当を含まずにやっぱり最低賃金をクリアすることによって、プラス地域手当というところの格付をすべきだと思っているのですが、その辺についてどうでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 委員ご指摘のとおり、現在926円の最低賃金のところを鴻巣市の臨時的任用職員は930円という賃金になっております。委員ご承知のとおり、最低賃金というものが地域によって全国それぞれまちまちでございまして、先ほど1級1号で格付をした場合には埼玉県がおかれず最低賃金、東京都と同じA級地という形になっているかと思うのです。Aです。A、B、C、Dの一番高いところだと思うのですが、ここでは最低賃金を下回っておりますが、全国的にはこれは最低賃金を下回っていない地域もあるという考え方で、この最低賃金とこの給料表の関係が作成されているという認識でございまして。その中で、地域手当というものはA級地と低いところといったところを補うために、私たち一般職については地域手当が支給されていないところ、支給されているところという形で計算をされているところとございまして、現段階では当然今の賃金にも地域手当相当の分というものは当然加味されているという考え方の中で設定をしていく形なのですけれども、現在組合のほうに提示をさせていただいております一般職事務補助の格

付につきましては、1級3号ということでございまして、地域手当を含めて計算をいたしますと954円という形で現在組合のほうに提示をさせていただいている内容となっておりますので、当然地域手当を含めて最低賃金をクリアしていくという中での提案にさせていただいているところでございます。

以上でございます。

(中野) そうすると、今答弁があったように、組合とは今話は1級の3号、つまり地域手当を含まなければ時給としては900円。地域手当相当額を含むとたしか954円で、最低賃金はクリアしているという状況です。そうしますと、ここで確認なのですが、先ほど昇格はないという話があったのですが、少なくとも今度人事院の勧告で来年の4月から上がるのですよ。あと、この給料表も当然変わるわけですから。そうすると、今言った昇格はないけれども、1級の3号ということで位置づければ自動的に時給が上がるというふうに判断できるのですが、そういう判断でよろしいですか。

(総務部参事兼職員課長) 一般職の給料表の1級、2級を準用する形で会計年度になっているということですので、私たちの給料表が改定になった場合には同様に改定にされるという考え方でございます。

(中野) そこで、次にこの表の中で1級、2級ということになると、現段階で臨時的任用職員の中で、2級相当になっているような職員がいらっしゃるのですか、職種を含めて。ほとんどが1級ですけれども。

(総務部参事兼職員課長) 1級の給料表の一番最高号俸で時給単価で換算をいたしますと、現段階での時給単価で改正をいたしますと、1,521円という形になっておりますので、これを上回る職ということで、主に保健衛生に携わる健診関係の保健師さんであったり、健診時の栄養士さんであったり、あるいは看護師さんであったり、こういった部分については2級の格付を検討していきたいということで考えております。

(中野) わかりました。

それでは、期末手当の件について伺うのですが、先ほどちらっと言われたので、20時間、これ雇用保険のいわば週実働20時間、これが雇用保険

です。20時間以上働いている人は雇用保険入らなければいけない。一方、社会保険については、これ25時間だったと思います。年金、それからあと健康保険、これらについては週25時間以上の労働者については加入しなければならないというのが今の法律です。そうすると、先ほどの答弁で週20時間、つまり雇用保険の関係については、組合との間で期末手当を支給するというような答弁がありましたけれども、そういうことで今交渉しているということがありましたけれども、それはどこかで一定の基準をしないといけないのですが、少なくとも今の答弁の中で基準らしき基準というそれしかないという判断で20時間にしたのか、週実働を、というその辺の背景はどういうふうになるのですか。

(総務部参事兼職員課長)どこに基準を引くかということですがけれども、先ほどお話をいただいたとおり、社会保険の雇用のライン、4分の3という部分も含めて25時間というところの一つの考え方ということと、それから20時間という雇用保険のライン、それから国等で例示が出ている15.5時間ということと、線の引き方というのは各自治体によってさまざまな状況でお伺いをしております。ただ、こちらについては、まだどちらも規則で定めていくという形になっているところで、正式に近隣市が何時間で線を引くかということは明確にまだどちらも組合、あるいは議会との関係がございしますので、正式に決まっているわけではないというお話をいただいているところでございますけれども、そこで先ほど申し上げました社会保険の加入のラインと雇用保険のライン、それから国が例示しているライン、この3つがある中で、私どもでは常勤職員に支給することを基本とするという本制度の趣旨を踏まえまして、常勤職員に勤務の形態が類似している職員の時間はどのくらいで判断をするべきかというところで、法定労働時間の半分以上勤務している職員というところで雇用保険のラインが設定をされておりますので、そこで支給の線を引くことが適切ではないかというところの判断で現在組合のほうと交渉を行っているところでございます。

(中野) そうすると、今の答弁で大体私も、正規職員は38時間45分だったか、週実働が、そういう意味でその半分ということだと確かに20時間、

しかもそれが雇用保険と、ラインですから、そういう点では一定の理解を得る基準ではないかというふうに思っているわけでありますが、そのときに例えば正規職員の場合には基本給というのがあるわけです。基本給というものに基づいて支給月数を掛けていくやり方なのだけれども、会計年度任用職員の期末手当の支給のものとしては考えられるのは、その1級3号、これが例えば今言った単価で言うと14万6,400円です。これに月数を掛けるやり方をするのか、あるいは時給がはっきりしているものですから、時給に基づいて計算式を改めてつくるのか、ここは考え方は期末手当の支給方法についてどういうふうにするのか、ちょっとそれはお聞きしたいのですが。

（総務部参事兼職員課長）今後そちらについては規則で定めていく形になるのですけれども、考え方といたしましては時給で働いて、月によってやはりあると思えますので、過去の3カ月の勤務実績の平均をとりまして、それに月数を掛けていくという形で考えております。そこには根拠となりますのは報酬と地域手当が入ってきますので、その過去の3カ月分の平均値をとって、それに月数を掛けて計算をして支給をするという考え方で現在考えております。

以上でございます。

（坂本（晃））この変わる中で、謝礼対応になるという中で、交通指導員と農事協力員と言ったのだかな、それどのくらいの人数いるのかな、それぞれ。

（総務部参事兼職員課長）交通指導員が43人、それから農事協力員さんが153人でございます。

（坂本（晃））交通指導員は大体いつも見ているからわかるのだけれども、農事協力員というのはアンケートをとったり、そういうところの仕事をやっているのだと思うのだけれども、主な仕事ってどういうふうになっているのですか、現状は。

（総務部参事兼職員課長）農事協力員の主な職務につきましては、まず現在の報酬というのが年額で1万円という形で規定してございまして、私過去に農政課にいたことがございますのであれなのですけれども、農

業委員会の部分で8月1日に農地の所有者だとか、どれだけ耕作しているかということ調査する8・1調査というものを行っております。そのときに8月1日の調査、8・1調査の部分の調査票の配布であったり、その回収等が主な職務になっております。そのほか、転作、お米をつくらずというところで、その転作の確認のときに一緒に確認をしていただいたりというような内容になってございます。

（坂本（晃））農事協力員の人数というのはさっき150だったっけ、153ですね。これバランスというのか、川里、鴻巣、吹上とこれ違うと思うのです。その辺をどういうふうに。わかるの。そこまでわからなければいけないけども。

（総務部参事兼職員課長）ちょっと何人ずつというのが把握はしてないのですが、旧鴻巣ですと昔の小字というのでしょうか、小字、同じ鴻巣地域でも常久だとか上三谷とかに1人ずつということで……

（坂本（晃））一応は見ているわけだね。

（総務部参事兼職員課長）はい。置かれていたので、旧川里、旧吹上においても同様の小字単位ぐらいで置かれているのかなという、想像でお答えになってしまうのですが、で考えております。

（坂本（晃））質問ではないのだけれども、私どもはやっぱりその調査票をもらうほうなのです。見ていて毎年同じことを書いて、また来たよという、本当に嫌になってしまうぐらい、同じことを書いて出せばいいのだと思っているのだけれども、その辺のことはずっとやっぱり今後も、上から指令で来るのだからやむを得ないのだろうけれども、これはまた別な話で、農政になってしまうから、わかりました。結構です。

（竹田）先ほどから、来年度からは会計年度任用職員が入って、そのほかに3年の任期つき職員もいるということですよ。資料を事前に調査する中で、任期つき職員が11人、特に放課後児童クラブの関係で11人おられるのですね。この人たちの任期というのは3年なのですから、いつからいつまでですか。

（総務部参事兼職員課長）任期つき職員さんの任期につきましては、最長3年まで更新することができるという形になっておりまして、鴻巣市

における任期については1年1年の任期になっておりますので、全員の方については年度末に任期が終わって、再度更新をする場合にはまたお願いをするという形ですので、1年の任期で終わる形になっております。

(竹田)先ほど550人くらいが会計年度職員になっていくというのは、現在の放課後児童クラブの状況だから550に含まれていて、きのうの指定管理の指定の中では41人がいわゆる指定管理に移すことによって、臨時職員が影響を受けるというふうなことを受けましたけれども、この任期つき職員のその後の対応と、それから臨時職員が基本的には公募によるからでしょうけれども、先ほど今やっけていらっしゃる方は基本的に配慮するというふうなこともおっしゃっていただきましたけれども、その人たちの処遇というのは基本的には競争試験というのですか、競争試験というふうに地公法では書いていますけれども、どういう試験をやっけて、どういうふうになっていくのか。基本的にこれまで一旦放課後児童クラブの人たちのこの対応というのは、職員課としてはどのように考えておられるでしょうか。

(総務部参事兼職員課長)指定管理制度によりまして、現在ございますうちの鴻巣地域の8カ所が指定管理で民間事業者のほうで運用、指定管理を行っていくというところで、そちらの任期つき職員さんと、それから臨時職員さんの移行ですとか処遇の考え方ということでのご回答でよろしいでしょうか。

(竹田)うん、そうそう。

(総務部参事兼職員課長)担当課のほうと調整というか、お話をする中では、まず現在の任期つきさん、それから臨時職員さんにつきましては、主任の方を通じて臨時的任用職員から指定管理になると、していく方針だということはお伝えをいただいている中で、希望というか、ご自分の今後のどうしたいかということでの希望をとるというふうに伺っております。その中で、おおむね正式な希望をとっているかどうかというのは、確認はしていないのですけれども、おおむね今のお子さんたちをこのまま民間事業所に行っても見ていきたいという方が多いというようなお話だと伺っております。その中で、仮に鴻巣市の職員としてやりたいと、

放課後児童クラブをやっていききたいという場合等については、当然そこに空きがあればそこに入っていきような形になるかと思えますし、別の仕事でもいいという形になれば、新たな職等についても担当課のほうでいろいろと各課の調査を、募集状況等を踏まえてこういった仕事ありますけれどもということで、ご紹介等はしていくというふうに伺っております。

また、競争試験なのかどうかというところがあったかと思うのですが、基本的には私ども鴻巣市においては公募をした上で申し込みをしていただいて、その書類、それから面接をしていただくという、その2つを持った選考という形で任用を行っていききたいというふうに考えておりますので、その2つについては移行する職員の方々であっても同様の経過を踏まえて採用を決定させていただくという形で考えております。

(竹田) いろいろと労働条件によって例えば放課後児童クラブの支援員さんって比較的一般職に比べたら給料いいですよ。だけれども、そのほうに行きたいという人たちもいれば、行かない人たちにとれば今度は仕事がなくなってしまうから、例えば保育所に行くとか、それからあと一般職に入った場合には一般職の事務補助員なので、930円くらいになってしまったりすると労働条件が悪くなるわけですよ。そういう点の補填というのは基本的にはないのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) その行っている業務に対する職務と責任に応じて時給というか、賃金単価というのが決定をされますので、放課後児童クラブの時間単価については放課後児童クラブの仕事を行うからその単価が出るものでございますので、他の職種に行った場合にはその職責に応じた単価の設定をするのが適切であるというふうに考えております。

(竹田) 続いて、同じように長い間保育所の保育士さんたちももう更新を17回したとか、20回しているということで、本来なら地公法ではあり得ない実態があるということで、先ほどなぜこういうことにしたのかというところでは長年臨時職員として1回しか更新できないものを更新、更新という形でやって、鴻巣でも最長17年、20年やっていただいている

方がいるのですけれども、その方たちも会計年度職員になるということで移行していた場合は、先ほどの級地で当てはめていくのでしょうか。これまでの実績というのは加味されないのかどうかちょっとお伺いしておきます。

（総務部参事兼職員課長）ちょっと誤解のないようにお話をさせていただきますと、臨時的任用職員さんについては更新というわけではなく、毎年度新規採用を行ったという考え方の中で、これまで全国の自治体で任用させていただいていたところだということところはちょっとご承知おきいただければと思うのですが。

それから、現実的に鴻巣市の保育職場で長く働いている方というのはいらっしゃるというのは事実でございます。これらについては、制度上ことし、例えば来年4月に採用される方と今までやっていた方が同じところにつくのかと、格付になるのかというご質問だと思っておりますが、大変申しわけありません。制度がまるっきり変わるということと、それからこれまでもやはり古い方であっても新しい方であっても、臨時職員の賃金単価というところは一切変わりがなかったというところを踏まえますと、今回の移行に当たっては同じ単価でスタートをしていただいて、先ほどご答弁をさせていただいた今後の勤務に応じた翌年の格付といったところでは、勤務の実績に応じて格付をすることが可能になるような制度設計ということを考えておりますので、そういった部分で今後は運用をしていきたいというふうに考えております。

（竹田）ということとは、初年度なので、同じところでなっていって、その後1年でも、ここは会計年度ですから、1年で終わりますよね。引き続きやる意思はありますかということでもた公募の形でなって、また1年ごとに格付を上げる可能性もあるということでもよろしいのですね。確認します。

（総務部参事兼職員課長）国の運用通知等でもそういったことも妨げないという形になっておりますので、鴻巣市においても勤務の時間ですとか、そういったものに、あとは人事評価等も踏まえて格付をしていくと。はっきり申し上げますと上げていくという形での運用を現在検討してお

ります。

（竹田）その中で、今人事評価ということをおっしゃいましたが、どういう内容でやるのか。

（総務部参事兼職員課長）人事評価につきましては、地方公務員法で定義がされているもので、これはやらなくてはいけないということになっておりますので、会計年度任用職員にも除外規定はございませんので、実施をしていくという形で、現段階では初めての取り組みになるので、どういったことかということはまだ細かくは決まっておられませんし、ですけれども、どういった評価を行って、その評価の結果をもって次年度の任用の一つの材料とするとか、というところと、先ほどちょっとご答弁が足りなかった部分もあるのですが、昇給をしていくところが通常私ども一般職の職員ですと現在4号給が標準とされておりますので、それを大体フルタイムで4号給ということを考えますと、例えば2分の1の勤務ですと2分の1が標準的な成績で勤務を行ったら2号給という形で考えられますので、そういった部分での活用を標準的にまずできているかどうか、標準的にできていればそれが任用に活用する、それから格付等にも活用する根拠として活用していきたいというふうに考えております。

（竹田）わかりました。本当に同じように働いていても、だから今回の一定程度前進面はあると思うのですけれども、その中で例えば今回の中では会計年度なのですが、障がい者枠としての雇用とかというの必要なのかなというふうにちょっと思っているのですけれども、そういう部分はどのようにお考えですか。

（総務部参事兼職員課長）障がい者の雇用というのは、現在正規職員では雇用がございますが、臨時的任用職員では雇用は現在していない状況でして、委員ご指摘のとおり、将来的には障がい者といった部分での会計年度の任用ということもやはり検討していかななくてはならない状況であるというところは認識をしております、まずはただ正規職員での障がい者の雇用というところに努めていきたいと考えております、残念ながら今回9月の採用試験では障がい者の合格というところまで至らな

かった部分がございますので、行政報告でも報告させていただきましたが、1月の19日に障がい者枠も含めた雇用というものは再度追加ということで採用を実施していきたいということで考えております。

(竹田) あと、会計年度職員で、例えば保育士さんが採用されて、途中で結婚をして、それで産休になったり、あるいは1年ですから、育休に春までの期間もあると思うのですけれども、産前産後を考えたときに、そういう部分での保障というのはどのようになっているのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 国の休暇制度等々踏まえて休暇等は国の非常勤職員との権衡を図ることが一つございますけれども、産休につきましては国の非常勤のところについても無給での産休制度というのは認められておりますし、本市においても同様の措置をとっていきたいと。

(竹田) 産休。

(総務部参事兼職員課長) 無給。産休です。産休。育児休業につきましては、これまで臨時的任用職員については任用期間の関係で認められていなかった部分がございますが、今度の会計年度任用職員につきましては育児休業も、育児休業は私ども常勤職員も当然無給になりますけれども、認められる、認めていくという形での休暇、休業制度の設定にしていきたいというふうに考えております。

(竹田) 育休は基本的には無給であったとしても、産休については正規の職員は産休についてはちゃんと保障されるのですけれども、会計年度職員については例えば先ほど社会保険との関係では全く無給なのですか。ある程度の勤務をしていたら保障されるということにはならないのでしょうか。時間帯との関係。

(総務部参事兼職員課長) 基本的には、市から報酬としてお支払いするものはないという形での制度が国の非常勤職員の制度になっておりますので、同様の考え方で進めていきたいと。保障等としては一切支給はしていないという状況でございます。

(竹田) ということは、育児休暇に入ったときに、例えば正規職員だったら勤務の、授乳のための一定程度の時間の保障というのはできますよね。今職員の方は、正規の職員の場合は例えば朝1時間、子どもを育て

るために保育園へ送り迎えに行ったり、授乳のために1時間おくと、早退もできるよというふうになっていますよね。では、この会計年度職員についてのそういう育児休暇に関する、勤めながらの保障というのはどのようになってくるのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) こちらにつきましては、1歳未満の児童の部分の保育時間の部分になるかと思うのですがけれども、現在こちらも国の非常勤職員の制度等につきましても、無給で1日2回各30分までということになっておりますので、規則の中でやはり同様に無給で1日2回30分までという形で国の職員との権衡を図りつつ、制度化はしていきたいというふうに考えております。

(竹田) これまで臨時職員の配置の問題で、臨時職員は例えば朝の早い時間に配置されることありますよね。7時くらいから8時半までのいわゆる延長保育の時間に臨時職員が入っていて、臨時職員が今度会計年度職員になったときには、その労働条件として朝の7時から8時半まで、夕方の時間に入る人の例えばその人も若くて、結局子どもを出産して、やるといった場合には、労働条件というのは全体として加味されて、よくなっていくのかどうか。それは、保育園の配置の問題になるのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 時間外保育士の方が出産等をなさったときに、どういう形で逆にその保育時間とかをとるかというところは、余りちょっと想定が難しいところかなというところがあるのですが、ただ保育課のほうで現在任用を行っているところですが、当然のことながらその時間で延長保育をやっていたのだけれども、どうしても自分も預けなくてはいけないような状況になれば、それは逆に昼間の保育士さんのほうに移行していく、お子さんが育つぐらいまではある程度になるまでは昼間のほうに移行していくといったこと等の相談については、現段階でも保育課のほうでは相談をしていただいた上で勤務時間を柔軟に設定をしているというふうに伺っておりますので、当然お子さんができたから、この時間で勤務ができなくなったから、ではもうお勤めはできないですねとかということにはならないような形で当然配慮というものはご相談を

いただきながら、保育課で任用はされていく形だと思っております。

（竹田）基本的には、そういう配慮って本当必要だというふうに私も思いますけれども、非常に苦勞しながら親御さん、だから自分の子どもをおじいちゃん、おばあちゃんに面倒を見てもらって、別の保育園に入れて、臨時職員が働いているというちょっと環境もあって、だけれども正規の人だったら一定程度8時半から勤務するということでは、非常に私に話をされた方は臨時だからそうならざるを得ないという思いで働いているというのが非常に、同じ働く女性として、正規なのか、非正規なのかによって環境が違うというのは非常に大変だなというふうにちょっと思いがあったものですから、あえてちょっと質問させていただいたのですけれども、やっぱり新たな生を生み出す女性がたまたま正規で、今度は会計年度職員となりますけれども、やっぱりそのくらいの配慮がされなければ社会全体がもっと女性の働く環境はよくなっていかないのかなというふうにちょっと思うものですから、職員課としてやはり職員全体の部分ではぜひ配慮していただくようにお話をさせていただきたいなというふうに思います。本当に圧倒的多数はここの中で会計年度職員に移行していく中で、男性の方はおられるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）正確な男女比というのはちょっとカウントしていないのですけれども、男性を雇用している部分、任用している部分としますと公民館の夜間の勤務の部分ですとか、公民館には男性の方等がいらっしゃると思いますけれども、圧倒的多数は女性だというのが現状というか、現況だと思います。

（竹田）そうなのですよ。女性が圧倒的多数のこの臨時なり、あるいは会計年度なり、任用として働いている今の構造の中で、やはり女性の社会的地位というか、やっぱりもっと高くしていく必要があると思うので、あえてお聞かせいただいたのですが、例えば会計年度職員で結婚をして、4月に縁があって結婚して、翌年の3月くらいに出産するってなって、そのときにはもうそれで終わりなのですけれども、その後また職場復帰をしたいということも含めて継続雇用を希望したい、例えばさっきも言った育休も無給ですし、産休も無給なので、基本的には産休明け

から出ていきたいって言った場合には、雇用の継続というか、一旦更新なのですけれども、そういうことは基本的には可能なかどうか、ちょっと確認だけ。

（総務部参事兼職員課長）これまでの臨時さんでは、任用期間の関係で育児休業がないということでお話をさせていただきましたけれども、今度のこの制度改正によりまして、鴻巣市におきましては仮に任用期間をまたいで育児休業に入られた場合もお給料お支払いはできないのですけれども、席としてご用意はまだ、ご本人が希望する場合はまた復帰していただくことというのが可能な形での設定をさせていただいております。

（竹田）あと最後、今職員に採用された場合、試験期間みたいな形で6カ月間は何色でしたっけ、黄色でしたっけ、黄色い名札の色だったのですよね。見事皆さん合格されたみたいで、紺色になって今働いていらっしゃるけれども、窓口にいる方は赤いひもをつけていらっしゃるすよね。今後こういう形になってくると、でも市民からすれば窓口に来たときにやっぱりきちっとお仕事を受けてくださる方というふうになるので、名札の色のひもというのはどういうふうになっていくのでしょうか。現況のままなのか。私は再任用ですとか会計年度ですとか、任期つき職員ですとか臨時職員ですとか、採用期間中ですとかってあって、1人だけ緑色のひもをやっていた人がいて、それは院生で、たまたまこの鴻巣市役所に研修に来ていましたというので、珍しい色のをやっていますねというふうに話したのですけれども、どうなのでしょう。そのいろいろな職種、区分というのがあって。

（総務部参事兼職員課長）このストラップの色というのが明確に決まっているわけではないのですけれども、基本的には青が正規職員、それから正規職員のうち条件つき採用期間の職員については黄色ということで、これは職員が見ても困っていきそうであればすぐに声をかけて正規職員が課が違ってもフォローを入れるようにというところも含めての黄色、それから臨時さんについてが赤、先ほど申し上げていただいたインターンシップについては緑ということで運用をさせていただいて、それ

を市民の方々に公表しているわけではなく、あくまで正規職員が違う色のストラップをかけて市の名札を下げている職員というのは市の関係者であるので、何か市民の方々に対してご案内とかしているところでちょっとトラブルが起きそうだな、あるいは困っていきそうだなというところはすぐに声がかけられるようにそういう色分けをさせていただいているところございますので、今後色をどうしていくかというのはまたちょっと今後の検討も含めて続けて検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをできればと思います。

(委員長) ほかに質疑ございますか。

(なし)

(委員長) それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

まず初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第111号 鴻巣市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号 鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 10 時 33 分)



(開議 午前 11 時 00 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第121号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ありませんか。

(加藤) それでは、議案第121号の別紙の資料の中で7ページのところで、こちら債務負担行為補正のところで、一番上にございますぴったりサービス接続サービス提供業務のところで1点ちょっと仕組みの確認になりますけれども、お願いしたいと思います。

こちらにつきましてはぴったりサービス、いわゆる子育てワンストップサービスというふうに認識しておりますが、それが利用者様というか、一般の市民の方がマイナンバーカードをお持ちの方で、パソコンを持っているわけですね、自宅で。パソコン持っていて、ICカードリーダーがあって、それで私は間違いなく私ですよという、そういう仕組みのもとでインターネットを通じて申請をしてきたり、確認をしてきたりするわけです。その時点では、インターネットといういわゆる何でもありの世界の空間を使って申請をしてきて、でもこのことにおいて市では何々手当の申請行為として明確に間違いなくこの人のものだということで認識をして、業務システムで反映させるということになると、インターネットの世界の非常に危うい世界から、ある意味間違いのないよという世界で確認行為をしたりするのだと思うのです。今回の接続サービス提供業務というのも、いわゆる例えば子ども関係の児童手当等であれば業務システムの閉鎖された部分であろうかと思えますし、そこら辺の安全度のイメージといいますか、間違いなくインターネットとは別分離していて、その中で証明つきのものが間違いなくそれだけが抽出されてきて、确实

に業務システムに来るときにはウイルスとか、あるいは悪意のあるものというのが除外されて到達するよというイメージなのかなと勝手にイメージしているのですけれども、そういう感じでいいのか、1点確認したいと思います。

（情報システム課長）ぴったりサービス接続サービスにつきましては、委員さんのおっしゃるとおり、市民の方がインターネットの環境からぴったりサービスの電子申請を行った場合に、鴻巣市におきましてはネットワークの分離を行っておりまして、ネットワークの分離でインターネットの環境と、あと閉鎖されたL G W A Nの環境を明確に分けております。インターネットの環境から申請された電子申請につきましては、直接やっぱり市の業務システムの中にデータを取り込むことができませんので、そのL G W A Nとの仲介をするサービスを受けている状況でございます。

以上でございます。

（加藤）今のご説明から、このマイナポータルポータルサイトはたしか国が運営していると認識しています。なので、利用者さん、市民の方が何々申請、認定申請をするときには、まずマイナポータル、国のシステムのところに電子証明とセットで申請する、そこからは今の説明から類推するとL G W A Nを通じて鴻巣市役所に入ってくる。ただし、L G W A Nにおいては、それでも外との、外というか、L G W A Nの回線のところと業務システムは物理的に分かれているから、そこでL G W A N側で受け取った情報を、この人の申請があったのだなという個別情報をその業務課のほうで把握して、個別情報にて手続をするというようなイメージであればとても安全な運用をしていると思っているのですけれども、そんなイメージでいいか再確認です。

（情報システム課長）委員さんのおっしゃるとおり、セキュリティーの強靱化ということでネットワーク分離を行ったわけですが、市の業務システムにデータを取り込む場合、やはりインターネットの環境から直接データは入れられませんので、業者、L G W A N—A S Pというサービスを提供する会社のサービスを利用しまして、L G W A N環境に変換さ

せたデータのものを取り込んで業務のほうで処理している状況でございます。

以上です。

（潮田）17ページの選挙管理委員会事務局のほうでの市議会議員選挙のところの歳出のところですけども、確認をしたいのですが、これって結局は予定よりも少ないというか、減になったと思うのですが、19ページのところで投票所手摺設置・撤去委託料というのがありますが、前にもやはり行政委員への質問のときにも質問させていただきましたが、鴻巣市内でやはりまだスロープではなく靴を脱いで入らなければならないところの選挙所と違ってあるのですけれども、やっぱりお声いただいたのが高齢になると手押し車で投票所に行く、そのまま投票所のところで手押し車で行きたいというような、それができないから投票に行かないのだという声をちょっとやっぱり聞いたのです。そういうようなことを思うと、この選挙のときにそういった手押し車でそのまま入れて、靴のまま入れるためには、この費用というのは、これ今回は22万減額というか、使わなかったわけですよ。ということを見ると……2万2,000円か、失礼いたしました。そういうのにも予算的には使おうと思えば使えるというふうに考えてよいものなのではないでしょうか。今回これは、2万2,000円は使わなかった部分になるわけですけども。

（総務部参事兼総務課長）では、お答えいたします。

今回のこの2万2,000円の減額の内容なのですけれども、吹上富士見第2集会所は、その集会所で投票人の方の交通を、流れをうまくするために集会所の入り口から入っていただいて、縁側から退出いただくという流れをここしばらく想定して、縁側におりる際に段差がありますので、その手すりを設置してというのをしばらくやっていたのですけれども、その投票所の投票管理者にヒアリングをしたところ、実際は縁側から退出される方はいなくて、皆さん玄関から出入りができているよ、それで混乱も人の流れも大丈夫だよということでしたので、縁側は閉めまして、玄関からの出入りをすることにしましたので、その設置の費用で見込んでいた2万2,000円を支出しなかったというところでございます。

ます。吹上本町2丁目集会所でした。

(委員長) 潮田委員の質問の途中だった……

(潮田) 質問のまだ。

(委員長) ミスマッチして。

(総務部参事兼総務課長) そういう状況でございまして、現場を確認して、手押し車で投票所の中まで行けるような、例えば簡易スロープを設置したりとか、可能なところは全て設置をございまして、ただその吹上本町2丁目のところは、急ではございませうけれども、段差はございませうので、段差解消のスロープもございませうので、全体としてはスロープでご利用いただければ投票のところまでは手押し車で行けるようになってございませう。

(潮田) 私が質問したのは吹上のところではなくて、鴻巣集会所のところ。鴻巣集会所の方です。要は今これ合理的配慮が言われている中で、やはり高齢になると皆さん障がいではなくても手押し車で移動される方いらっしゃるわけで、そういうことを配慮すると予算の中で今後はこういうのが全部のところをやっぱり確認をしていただきたいかなって。私があそこの鴻巣集会所だけは土足では入れないシステムに、そのままになっているかと思うのですけれども、これはやはり投票には行きたいけれども、手押し車で行って、靴はたとえ脱いだとしても投票所の中を行けないのだよという声でありましたので、そういったことを今後は、これは今回は鴻巣市議会の部分ですけれども、そうではない選挙も考えられますので、そういったことはそのときだけ、要はずっとスロープにするのではなくて、選挙のときだけ設置して、それをまた撤去するということは可能だということをもう一度確認をしたいのですけれども。

(総務部参事兼総務課長) ご指摘のとおり、鴻巣集会所は玄関まではスロープがあるのですけれども、その多少段差がありますので、そういうところを解消できるように簡易のスロープの設置等は今後検討していきたいと思ひます。

(潮田) ありがとうございます。

あとは、確認なのですが、先ほどマイナポータルとかの、7ページの、

ぴったりサービス接続サービス提供業務にちょっと関連してなのですけれども、きのう、きょうのニュースで、神奈川県でいろんな情報の流出がありましたけれども、鴻巣市においてはその情報の破棄とか廃棄とかというのはどのようにしているのか伺いたいと思います。

(情報システム課長) データの破棄につきましては、使用年数の、耐用年数を過ぎましたパソコンの廃棄などでパソコン上に残ったハードディスクがあるのですが、そのハードディスクをまず消去する、消去した後も物理的破壊ということでドリルで穴をあけたりして、もう使えないような状況にして、機械自体のほうを廃棄しております。通常職員が使うシステムの中では、データのやりとりにつきましてはパソコンにUSBとかがもう差せないような状況に設定してありますので、中の職員がそういった機器を使ってデータをコピーして外に持ち出すとかというようなこともできないような状況になっております。

以上です。

(潮田) 今回報道で言われているのは、それを廃棄する業者からの不正流出だったというようなことがありましたけれども、このデータの廃棄は市の職員がやっているのでしょうか、やはり業者に委託をしているのでしょうか。

(情報システム課長) 本市におきましては、毎年度業者のほうにお願いして、古い機器のほうの回収はお願いしております。ただ、職員から集めた機器をそのまま業者に渡すのではなくて、情報システム課の職員のほうで先ほどご説明したとおりハードディスク等には穴をあけたりとかして、再利用ができないような状況で売却のほうはしております。

以上です。

(潮田) ということは、今市民の方が同じようなことが鴻巣市では起きないのかという心配をちょっとお声いただきました。鴻巣市では、それは大丈夫だとお答えしてよいということでしょうか。

(情報システム課長) 耐用年数を過ぎましたパソコンを業者に売却して、そのデータが外部に漏れるということはありません。

(竹田) 何点かちょっとお尋ねします。

今潮田委員も加藤委員も伺った7ページのところのぴったりサービス接続サービス提供業務ということで、マイナポータルの話が出ましたけれども、全国的に進んでいないというふうに言われているのですよね。そういうところで、インターネットからやるという当然いろいろな不正なアクセスもあるから、当然先ほどの安全確保のためのL G W A Nをやるということはシステム上わかるのですけれども、どのくらいの活用が鴻巣の場合あって、今後債務負担行為としてやるわけですが、その部分ではどのくらいの量というか、想定しておられるのかお伺いしたいと思います。

(情報システム課長) ぴったりサービスによります電子申請の件数につきましては、昨年度児童手当の現況届で3件でございました。本年度につきましては、やはり児童手当の現況届で4件が電子申請を受理しております。処理しております。

(竹田) ということは、令和元年から2年にかけての債務負担行為ですから、補正だよ。補正の部分も含めて限度額を115万3,000円ですよ。その件数が2018年は3件と、本年は中途ですから、4件ということになると、非常にアクセスの件数の割に保守というか、L G W A Nのやる場合には非常に高い部分に、高く上がっているなというふうにちょっと思っているのですけれども、政府は一生懸命活用しましょうとか、いろいろやっているのですけれども、この普及しない要因は何だというふうにお考えでしょうか。

(情報システム課長) なかなかこの電子申請使った申請の件数が伸びない要因としましては、まずご自宅でパソコンから電子申請すぐ行う場合は、やはりICカードリーダー・ライターがないとマイナンバーカードの情報を読み取って申請ができないということがまず1点挙げられると思います。あともう一点大きな要因としましては、今現在自宅からパソコンで申請するよりはスマートフォンなどで自宅ではない、勤務先であったりとか通勤途中であったりとか、あいている時間で電子申請するというパターンのほうが最近のほうはふえております。今回のぴったりサービスなのですが、スマートフォンの中で 아이폰、かなり普及さ

れている機種なのですが、アイフォーンの対応がされていませんでした。アンドロイドの機種のごく一部の機種でしかこの電子申請対応していませんでしたが、本年の10月からアイフォーンの7以降の機種につきましては対応可能になりましたので、今後は電子申請の数は伸びてくるのではないかなと期待しておるところです。

以上です。

（竹田）政府が鳴り物入りで始めるけれども、なかなか笛吹けど踊らずというのがあろうと思うのですけれども、本年の10月からそういう申請ができるようになったということですが、今12月に入って、10月以降の実績というのはあるのでしょうか。

（情報システム課長）現在のところ、まだスマートフォンからの申請のほうはないような状況でございます。

（竹田）わかりました。マイナンバーそのものが本来2割というのだけでも、この間行政報告でまだなかなかいっていないという状況を考えると、先ほど潮田委員が確認をしたけれども、情報の流出というか、そういうものというの是非常に懸念されて、大丈夫よということも言ったとしても、やはりそれを上回るようなことが起きるものですから、不安があって、かついろんな情報が入ってくると問題かなというふうにもちょっと思っているのです、かけている費用の割に接続数が少ないということはどうのように見られるのでしょうか。効率化という点ではどうでしょうか。

（情報システム課長）これからぴったりサービスも今現在サービス提供の内容が子育てに関するサービスが今本市の場合は提供しておるのですが、今後介護の分野であったりとか、被災者支援の分野であったり、あとは転出、転入の分野であったりとサービスのほうは拡大のほうは今予定されておりますので、今後はそういった子育て以外のサービスがスタートした場合にまたアクセス件数等のほうもふえてくるのではないかと考えております。

以上です。

（竹田）続いて、結婚した件数なんてわからないですね。15ページの

いわゆる非課税の人に対するやさしさ支援課の結婚新生活支援事業補助金として3件分が追加になっているのですけれども、若い世代というのは結構今の若者の状況を見るとあれなのですけれども、例えば申請したけれども、却下になってしまったとかいう例というものはあるのでしょうか。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) 本年度におきましても、申請のほうを受け付けたところ、やはり所得とか、あと自分の名義で借りたアパートとか、戸建てではないと対象にならないのですけれども、親名義の建物に引っ越すというようなことで対象にならないということで、申請は受理したのですけれども、お話をさせていただいて、対象外ということで却下ということで1件ありました。

(竹田) そうですね。なかなか厳しいですね、そういう点からいうとね。新生活が応援できるようになればいいと。

続いて、先ほどの選挙管理委員会の中で、 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(何事か声あり)

(竹田) 何で。だって、選挙管理、市議会議員選挙でしょう。市議会議員選挙の…

(何事か声あり)

(竹田) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

(何事か声あり)

(竹田) そうか。では、やめます。どうも失礼しました。

(何事か声あり)

(竹田) そうか。では、そういうふうに…

(委員長) では、発言の訂正だけしておきます。

(竹田) 済みません、発言の訂正をします。一切そんなことありませんので、発言の訂正をします。削除してください。よろしくお願ひします。票の自動読み取りが入って、早くなるのかなと思ったのですけれども、最終の結果が出るのが結構時間がかかるのですよね。ちょっとそのシス

テムはどういうふうに、何ゆえに、その票の読み取りすごく速いんだよって言って開票立会人の方はおっしゃったのですけれども、最後にフィニッシュで、はい、当選とか、票の最後の残票整理だと思いののですけれども、そここのところの時間がかかるちょっと要因をお聞かせいただきたいと思います。

（総務部参事兼総務課長）委員さんご指摘いただいたとおり、読み取り分類機は1台で1分間に約660枚読めますので、スピードアップには大変貢献しているところです。それを3台導入をしております。その後の氏名調査も順調にいくところなのですけれども、その後の時間が少しかかる、時間が遅くなったり、スピードアップされたりという、左右する要因としては、一つには市議会議員選挙ですと按分票の確定の計算なんかもありますので、そこで少し時間をいただくこともあると思います。あとは、立会人さんに点検もいただきますので、点検のスピードによっても逆に左右されるので、先日受けさせていただいた研修で川崎市の選管を長くやっていたらっしゃった小島さんのお話では、立会人さんのスピードによっては1時間前後することは当然あることだよとおっしゃっていましたので、そういうところでも少し左右される、左右されるというのは失礼ですけれども、時間がかかる要因にはなるのかなと思います。今回の選挙ですと、確定時間が23時15分です。4年前の市議会議員選挙ですと23時06分ですので、ほぼ同じペースでは進められたのかなと思っています。いるところでございます。

以上です。

（竹田）わかりました。読み取りがあったとしても、その後のいろいろな開票立会人、確かにいろいろと見ているのに丁寧にやっている人もいるよというふうに伺ったので、その1票1票見るということも含めればあるかなというふうに思うのですが、その票の自動読み取り機が入ったことによって、かかった時間というのは相当短くなったということの数字というのはお持ちなのでしょうか。

（総務部参事兼総務課長）読み取り分類機を導入する前の平成23年の市議会議員選挙ですと、開票の確定が日をまたぎまして零時23分でしたの

で、その後読み取り分類機導入して11時台に確定ができていることからすると、大分スピードアップには貢献できているかなと思っております。以上です。

（中野） ちょっとわからないところがあるのを伺いたいのですが、先ほどの説明の中で、地方債補正が橋りょう整備事業ということで、1,820万の限度額が補正後は5,920万ということで、そのことは確かに市債のところで、その差4,100万が上がっているのですが、歳出になるとこれまちづくり常任委員会の所管になってしまうので、ただ少なくともこれは筑波橋のことだと思いののですが、社会資本総合交付金を受けて、だからこのようにいわば地方債補正をすると、要は市債をふやすということについて、至った経緯と、なぜこういうふうになったのかと。ここに至った経緯、そこをちょっと伺いたいのですが。

（財政課長） ご質問の歳出のほうの補正がどういうふうに至った経緯かということになるのだと思いますけれども、社会資本整備交付金、総合交付金、こちらのほうは4月ごろに国からこのぐらいの額が鴻巣市に配分される、橋梁に関しては県のパッケージになりますので、国が県に示して、県が各市町村に振るという形になっております。鴻巣市のほうで当初予算で計上させていただいたのが小谷橋とか、当初予算で計上させていただいています長寿命化の計画というものに対してエントリーをさせていただいております。その後、10月ぐらいに県のほうが各市町村の過不足の調査を、社会資本整備交付金を活用してやりたい市町村はありますか、余った市町村はありますかというものを投げかけてくれます。当然こちら鴻巣市といたしますと、筑波橋のほうの設計が終わってございましたので、各市の状況はわかりませんでしたけれども、手を挙げさせていただきまして、いただけるのであれば活用させていただきたいということで、県のほうに調整をさせていただきまして、県のほうから各市町村の余りを配分させていただきました。その結果、橋梁の筑波橋の工事及びちょっと前倒しで来年度分の点検の分までいただけましたので、こちらのほうを計上させていただきまして、あわせて地方債を追加させていただいております。

(中野) 今の答弁からいうと、この地方債補正で橋りょう整備事業としては1,820万だったのですが、これはつまり小谷橋を念頭に置いて、それでこうした限度額を組んだというふうに聞こえたのですけれども、ということによろしいのですね。

(財政課長) 当初組ませていただいた小谷橋を念頭にしております。

(中野) わかりました。

次、先ほど来皆さんが聞いている選挙管理委員会事務局の総務費です。この中でどなたも聞かなかったので、ちょっと私聞きたいのですが、この減額補正の中で目につくのがやっぱりどうしても需用費170万、需用費、いいですか。それから、中でも大きいのが負担金、補助及び交付金1,900万ですね。この負担金、補助及び交付金の中で選挙運動用自動車公営費負担金が1,100万、それから選挙運動用ポスター公営費負担金という、これが非常に大きいのですが、これらは予算を編成する段階で候補者数が何名ぐらいかというようなことをある程度推定して、そうした結果、その候補者数が当初推定より少なかったというようなことでこのように減額されているのかなという判断が立つのだけれども、その辺のことが1点。

それから、いま一つは先ほど申し上げました需用費の170万について、消耗品が一番多いのかな、というようなことで、これはどういうふうな減額に、なぜ減額になったのかについてお聞きしたいのですが。

(総務部参事兼総務課長) まず、負担金のところでございますけれども、候補者数35人で見積もってございました。これは、過去の選挙の候補者数を見ますと35で何とかいけるかなというところでございましたので、35人で当初予算を組ませていただきました。

それから、需用費のところでございますが、ポスター掲示板の作成の費用が見積もり、当初予算で見ていた金額よりも区画数も少しスリムで済んだというところと、あと実際に発注してみますと少し値段が抑えられたというところですので、そこの減額も大きかったと思います。

以上です。

(中野) 需用費のほうはわかりました。この負担金及び補助金の中で、

今35人という話がありましたけれども、確かに予算の編成上は歳入が少な目で、歳出が多目というのが予算編成を組むときの基本原則だね。ところが、今言ったように35人って聞いたので、私が合併してから平成19年の選挙は他市に55人いたものですから、在任特例で、それが選挙になったわけですから、人数が多かったことは、たしか11人ぐらいオーバーしたかなというような記憶していますが、以降23年、27年、そして31年、いずれもこれ定数のオーバーは4人か5人ですよ。私が経験したのはね。

(8人になったの声あり)

(中野) 合併してからだよ。合併してからあった。

(何事か声あり)

(中野) そう。そういうふうにと考えると、確かに多目に予算計上するのはわかるのだけれども、35人というのはいかにもちょっと多いかなと思うのですが、それはちょっとどういうあれで35人という数字が出てきたのか。他の実績とか、そういうものを見てやるというのが大体どこもそういう状況あるようなのですけれども、その35人というのはどこから出てきたのか、ちょっとそこだけ聞きたいのですが。

(総務部参事兼総務課長) 平成23年の市議会議員選挙のときに、23年が候補者数が34人でございました。定数は26です。その後の27年の選挙では、同じく定数26で、候補者数が33人でございました。というところからして、35人を見込ませていただければ対応できるかなと予算計上したところでもございました。

以上です。

(中野) 了解です。8人いたのでしょうか。わかった。過去2回8人多かったのだよな。

(8人多かったの声あり)

(総務部参事兼総務課長) それから、負担金の減額が大きかったところは、やはり自動車のところだとハイヤー方式で最大の金額を見積もっているところですが、実際はレンタカー方式でお使いいただく方が多かったりとか、そういうところで予算は最大で負担金は見込みます

けれども、実際はそこまではいかなかったというのが大きいと思います。以上です。

（坂本（晃））今言った自動車のところだけでも、我々普通にレンタカー借りるとそんなに高くないのだけれども、ちなみに、誰とは言わないけれども、一番高いの幾らぐらい、借りているのは。

（総務部参事兼総務課長）申しわけございません。個別の資料は持ち合わせございません。

（坂本（国））16、17ページの結婚支援事業で、計何件ぐらいになる見込みなのでしょうか、これは。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）きのうの12月5日現在で交付済みが2件、交付予定ということで検討中含めて5件のお問い合わせがありますので、今のところ7件の可能性がある状態で一応補正のほうを予定させていただいております。

（坂本（国））この結婚支援事業の結婚への効果というのでしょうか、どう市として評価しているのか伺います。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）なかなか、結婚への評価というご質問かと思うのですが、お問い合わせの状況を聞いてみますと、やはりホームページなんかにも掲載しておりますので、この補助金があるということで鴻巣市に転入される方とかも中にはいらっしゃいます。結婚全体に対するちょっと検証はしていないのですけれども、ご利用いただいている方のお問い合わせ内容を踏みますと、これを機会に鴻巣に結婚して住んでいただけるかなという方もいらっしゃるのです、定住という面でいくと多少知らなかった人が知っていただいているというような状況の確認はとれるのかなということなのですが、なかなか結婚への検証となると全体のことになりますので、ちょっと難しいところではあります。よろしいでしょうか。

（坂本（国））あと、この補助金は、もともと知っていて申請するのか、いや、結婚するからって、ああ、こういうのあるよって言われて申請しているのか、どっちなのでしょう。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）先ほどご答弁したとおり、ホームペ

ージ等でも啓発しているのですが、鴻巣のほうに婚姻届を提出された際に、市民課の窓口のほうでこういう補助金がございますということで、チラシ等お配りしておりますので、それを見て対象になるか、ならないかというようなことを相談される方もいらっしゃいます。

（坂本（国））その割合ってわからないですよ。ちょっと確認で。

（総務部参事兼やさしさ支援課長）なかなか、そのお答えになるかどうかわからないのですけれども、市民課のほうでお配りしている際に、アンケートもご記入いただいております。その制度を知っていたかどうかというアンケートなのですけれども、そちらのほうでは20件程度、今年度回収しておりますので、その件数をそのまま使えるかどうかというのは微妙なところなのですけれども、窓口で案内してアンケートいただいた方のうち、4分の1程度はお問い合わせいただいているのかなという判断になるのかなと思います。

（坂本（国））最後に、18、19ページのポスター公営費負担金というところで、ポスターの掲示板の設置が他自治体よりも若干遅かったような記憶があるのですが、このポスターの掲示板が張られることによって、ああ、市議会議員選挙があるのだとか、ほかの選挙があるのだというのを皆さん多分認知されると思うので、その辺理由というのはどんなことがあったのかちょっと。

（総務部参事兼総務課長）ご指摘いただいているとおり、ちょっと他の自治体に比べると設置が遅いというのですか、決まりですと告示の前までに設置をなささいということになってはいますが、周辺の自治体ではもう少し早く設置しているところが多いので、そこは反省点としまして、次回の選挙からはもう少し早目に設置できるようにはしてまいりたいと思います。設置をするに当たりましては、民家の壁等も借用していますので、余り長期にわたると所有者に方にご迷惑にもなるということもありますので、その辺のバランスをとりながら、少しでも早期に設置できるように次回からはしていきたいと思っています。

（委員長）ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

（なし）

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(竹田) 債務負担行為補正の追加のびったりサービス接続サービス提供業務ということで、実績として2018年が3件と、2019年が4件ということで、今後スマホを活用した接続なども期待されるというふうなご説明もありましたが、かけている費用の割に件数が少ないと、この制度そのものが問題あるというか、国が進めたものですがけれども、問題があることを指摘し、反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第121号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

なお、会議録の調製につきましては、委員長に一任願いたいと思います。

これをもちまして、政策総務常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(閉会 午前11時46分)